

特定健康診査（特定健診）と特定保健指導



◆特定健康診査◆ 年に1回、健診を受けましょう

公立学校共済組合では「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、当該年度に40～74歳になる方に内臓脂肪の状態に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しています。

健康情報冊子をお届けします

組合員本人	組合員本人の被扶養者	任意継続組合員	任意継続組合員の被扶養者
所属所の定期健康診断(注1)	「特定健康診査受診券」による(注2、注3)		
当共済組合の人間ドック(ただし、脳ドックを除く。)	配偶者ドック	任意継続組合員ドック	

組合員の皆さまの特定健診は、所属所での定期健康診断や当共済組合の人間ドック(ただし、脳ドックを除く。)、被扶養者および任意継続組合員の皆さまの特定健診は、「特定健康診査受診券」での受診や当共済組合の人間ドックによる受診となります。

(注1)人間ドックを受診されない方は、必ず所属所での定期健康診断を受けてください。

(注2)人間ドックを受診されない方には、6月に受診券を送付しています。年度途中に資格を取得され受診券の発行を希望される場合は、申請書を送付しますのでご連絡ください。自己負担はありません。

(注3)未受診の方には文書で受診勧奨をしています。ご自分で特定健診に代わる健診(パート先の健康診断など)を受けられた場合は、当共済組合に健診結果の提供をお願いします。

※特定健診に係る結果は当共済組合で使用・保管いたしますので、ご了承ください。

【特定健診項目】

問診(服薬歴、喫煙歴など) 身体計測(身長、体重、腹囲、BMI) 血圧測定(収縮期圧、拡張期圧) 血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール*) 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) 血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c、やむを得ない場合は食直後を除き随時血糖) 尿検査(糖、蛋白)
*中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロールでも可

健診結果から「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判定された方には、特定保健指導(以下「保健指導」という。)のご案内をいたします。



◆特定保健指導◆ 支援を受けて、病気になる前に予防しましょう



保健指導の対象(動機付け支援または積極的支援)となられた方には、以下のとおりご案内します。

動機付け支援は3ヵ月
積極的支援は6ヵ月

組合員本人	組合員本人の被扶養者	任意継続組合員	任意継続組合員の被扶養者
人間ドック当日または後日、保健指導を利用(注4)			
訪問型特定保健指導(注5)	「特定保健指導利用券」による(注6)		

(注4)北陸中央病院・福井県済生会病院・福井県予防医学協会・県民健康センター・福井循環器病院で人間ドック(脳ドックは除く)を受診して保健指導の対象となられた方は、人間ドック当日または後日にそれぞれの病院で保健指導を利用することができます。

(注5)所属所に委託業者の相談員が出向いて初回面談を実施します。対象者には、所属所長を通して実施の案内をいたします。訪問型に代えて遠隔面談型での利用もできます。

(注6)保健指導の対象となられた方のご自宅へ送付します。自己負担はありません。

※前年度の保健指導を終了してから、今年度の健診結果に基づく保健指導を利用するようにしてください。